

事務局からのお知らせ

会員サイトの改修予定

9月中を目途に会員サイトの改修を予定しています。主な変更事項についてご案内します。

1. 転入月の脱退について

毎月2日～翌月1日の間に本制度に加入する別事業所からの転入をご登録の場合、その方が同じ期間中に脱退するという届出は転入届が処理されるまでご登録いただけなくなります。例えば、7/15に「6/10転入」をご登録されると、「6/30脱退」は8/1以降でなければご登録いただけません。

この場合、実際には発生しないその方の7月分掛金を一度ご負担いただく必要性が生じますが、令和6年度に発生したシステム障害の再発を防止するため、何卒ご理解くださるよう、お願いいたします。なお、一度ご負担いただいた7月分掛金は8/1以降に「6/30脱退」をご登録いただくことで8月分掛金から控除いたしますので、ご安心ください。

〈例〉

登録時期	×	○
～7月締日	6/10転入 6/30脱退	6/10転入
8/1以降		6/30脱退

〈画面表示〉 ※画像のようにエラーが表示されます

種類	脱退
脱退年月日	<input type="text"/> 転入届が処理されてから登録してください

2. 給付申請書の印字について

脱退登録後にPDF出力する際、登録された受給権者氏名が印字されるようになります。退職前に氏名が変更となる場合は**加入者情報変更後に脱退登録願います。**

また、外国人の方など、氏名の区切りが3～4つになる場合、次のような区切りとなります。

3つに区切られる場合：姓1つと名2つ

4つに区切られる場合：姓2つと名2つ

お問い合わせ先

新潟県社会福祉協議会 総務管理課 主任 本間 一生 / 嘱託 筒井 恵

TEL : 025-281-5520 / FAX : 025-281-5528

MAIL: taisyoku2@fukushiniigata.or.jp

3. 休職中の転出について

休職中の方が転出する際、復職登録をしないまま転出登録が可能になります。例えば、復職時期が決定していない休職中の方が同一法人内の別事業所へ人事異動となった場合、次のように登録を簡略化することが可能になります。

改修前：「復職」→「転出」→「転入」→「休職」

改修後：「**転出**」→「**転入**」

なお、県社協が毎月末に行う掛金締め処理の都合により、転出入と復職が同時に発生する場合、今後は次のように**転入先事業所様にて「復職」登録**くださるよう、ご協力願います。

転出元：「転出」

転入先：「転入」→「復職」

〈画面表示〉 ※休職中でも「転出」タブが選択可能です

新規・転入	脱退(1年未満)	転出	*休職	復職	加入者情報変更
脱退・選択一時金	遺族一時金給付	退職年金給付			

・施設・団体間での異動が行われた時に登録します。
・和暦で日付入力する場合は、先頭には年号(M明治, T大正, S昭和, H平成, R令和)を入力してください。

✕ 削除

復職せずに休職中に転出しますか

ご案内

1. 退職書類の提出時期について

退職書類は退職日の翌日からの受付となります。退職日前にご提出いただいた場合でも受付は退職日翌日となるため、退職日前には**決してご提出になりませんよう**、ご協力願います。

誤って退職日前にご提出の場合、県社協が細心の注意を払って退職日翌日までお預かりいたしますが、**災害や盗難等の事故発生時の責任は県社協では負いかねます**ので、ご了承ください。

2. 給付申請書への加入者印の押印について

「給付申請書」左側の「受給権者」欄に「印鑑」と記載された箇所がございますが、この箇所への押印は**必須ではありません**。この箇所への押印がないことを理由に県社協が書類を受け付けないということはありませんので、ご安心ください。（「給付申請書」右上に契約者印の押印がない書類の受付はいたしかねます）

また、加入者様が内容を確認していることの証明として押印を求めているなど、事業所様側に個別のご事情がある場合、県社協が押印を妨げることもございません。

I. 制度の概要

実施主体	社会福祉法人新潟県社会福祉協議会(以下「協議会」という。)
基金財源	施設・団体及び職員から納付された掛金及び基金から生じる収益。
基金運用	三井住友信託銀行と指定金銭信託(単独運用)契約を締結し、基金資産の管理・運用等を委託しています。
基金運営	基金運営の適正を期するため、「運営委員会」を設置し、基金運営に関し調査、研究、協議を行い、協議会に意見を具申しています。
加入対象	県内に所在する社会福祉施設・団体(国及び地方公共団体以外のもの)。
加入資格	協議会の会員である施設・団体。
適用者の範囲	各施設・団体に勤務する有給常勤職員。
加入時期	施設・団体及び適用者の加入は、毎年4月1日または10月1日の年2回。適用者の加入は毎月1日。
掛 金	1日現在の加入者数×一人当たり月額3,000円 一人当たり月額3,000円の内訳:事業主1,500円、職員1,500円
給 付 金	○退職一時金 加入期間が1年以上の退職者 ○遺族一時金 加入者が死亡した場合その遺族に支給 ○退職年金 15年以上加入した退職者でかつ年齢が満60歳に達した後、最初に到来する2月、5月、8月、11月から10年間支給

≪令和7年3月31日現在≫

<加入施設数> 654施設・団体

<加入者数> 22,563人

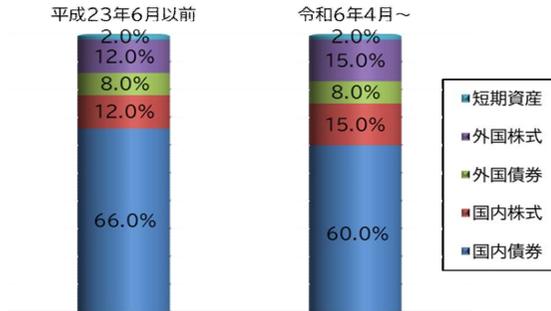
II. 積立基金の運用ガイドライン

協議会は、退職積立基金の運用にあたって、協議会の規約に規定する年金給付及び一時金たる給付の支払を将来にわたり確実にを行うため、許容されるリスクの範囲内で必要とされる運用収益を長期的に確保することを基本方針としています。

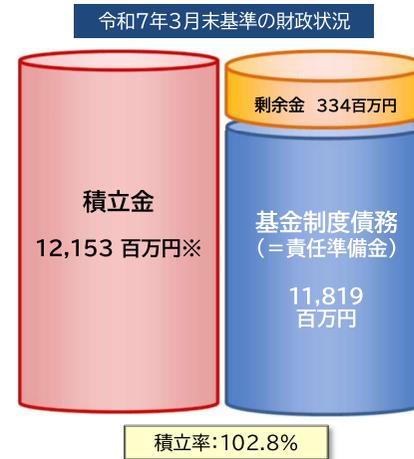
なお、昨今の運用環境の変化に伴い、協議会の積立基金の運用についても、令和6年4月以降、ポートフォリオの変更を行い運用しています。

【資産配分計画】

対象資産	中心値	変更許容幅
国内債券	60.0%	55.0%~65.0%
国内株式	15.0%	10.0%~20.0%
外国債券	8.0%	3.0%~13.0%
外国株式	15.0%	10.0%~20.0%
短期資産	2.0%	0.0%~10.0%



III. 制度の財政状況



<責任準備金> 積立目標額。将来の給付のために保有しておかなければならない積立金のこと。

積立率が高い(不足金が少ない)ほど、積立基金制度の財政状況としては望ましい状態にあるといえる。



IV. 積立基金の運用状況

積立基金の運用は、過去には大きくマイナスとなった時期もありましたが、長期的に見て堅調な運用成果を上げています。昨年度(令和6年度)、国内資産の運用は、日本銀行の利上げを受けた国内金利の上昇や、政治の不透明感、トランプ関税等の影響を受けて、国内債券(-4.35%)、国内株式(-0.85%)、いずれもマイナスの運用実績となりました。一方で外国資産の運用は、世界的なインフレ減速による金利の低下や、AI関連企業への期待感等から、外国債券(+1.85%)、外国株式(+4.52%)、いずれもプラスの運用実績を確保したものの、運用資産全体の令和6年度通期実績は、-1.84%と若干のマイナスの着地となりました。



時価構成比(令和7年3月末基準)

(金額単位: 百万円)

対象資産	時価総額	構成比
国内債券	7,062	58.1%
国内株式	2,061	17.0%
外国債券	934	7.7%
外国株式	1,809	14.9%
短期資産	287	2.4%
合計	12,153	100.0%

平成17年4月~令和7年3月末までの累積収益
85.5%(年率3.14%)